

## 令和元年度事業計画決定の件

令和元年度事業計画（案）を次のとおり策定したので、承認を求める。

### 令和元年度事業計画（案）

平成30年11月15日に、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、法務省関連の制度が施行されました。

この特別措置法により、「特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例」として、登記官が、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人等を探索した上で、職権で、長期間相続登記未了である旨等を登記に付記し、法定相続人等に登記手続を直接促すとされており、当会は、平成30年から実施された相続調査と令和元年度から実施が予定されている相続登記を勧告された相続人への対応に必要な事業を行う。

平成31年2月28日には、一般社団法人金融財政事情研究会設置・運営による「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」（座長＝山野目章夫早稲田大学大学院教授）の最終報告書が公開されました。

当会では、平成28年度から空き家等対策委員会を設置したが、空き家問題と相続登記未了問題について、平成29年5月29日から始まった「法定相続情報証明制度」と併せ、引き続き重点的に対応していく。

令和2年（2020年）4月1日から施行される民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）に対応するため、当会では平成29年度より民法改正対策委員会を設置し活動を行ってきたが、今年度からはその活動を研修部に吸収し改正債権法の実務に会員が対応できるように情報提供するとともに対外向けの広報活動を引き続き行っていく。

令和元年（2019年）7月1日から一部について施行される民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律、いわゆる相続法についても、会員が対応できるように情報提供とともに対外向けの広報活動を行う。

最後に、令和元年度に運用開始が予定されている新しいオンライン申請方式である「資格者代理人方式」について、会員への情報提供のほか必要な事業を行う。

#### 重点事業

1. 空き家、相続登記未了問題等の問題と「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」への対応の検討と対策
2. 対外広報の充実
3. 民法（債権法・相続法）改正対策など研修事業の充実
4. 司法書士としての職業倫理の確立
5. 法務局との協調による非司法書士対策への対応
6. 防災対策、災害対策等危機管理能力の向上